

本人の想いを中心とした地域リハビリテーション行動指針概要

基本目標 本人の想いを中心とした、「自助」や「互助」を延ばし、いつでも、どこでも必要な人が適切なリハビリテーションを受けられる体制を促進し、自立を目指した保健・医療・福祉・介護サービスが提供できる体制を目指します。

【改訂の趣旨】
地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みとして、「本人の想いを中心とした地域リハビリテーション」を推進するための指針を新たに策定する。

【指針の根拠】
地域リハビリテーション推進のための指針
平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省老健局老人保健課長通知
山梨県地域リハビリテーション支援体制整備推進実施要綱

【指針の推進と見直し】
この指針の推進に当たっては、地域包括ケア推進協議会において、その評価を行い、必要に応じて見直しを行う。

【国の動向】
医療介護総合確保法に基づき、介護保険法が改正され、「自助」「互助」の対応を重要視している。
平成 27 年度より新たに地域リハビリテーション活動支援事業を取り込み、リハビリテーション専門職の活用を促進する。

【県内の現状】
リハビリテーションを担う専門職は、人口 10 万人対では全国平均を上回っている。
県内の地域リハビリテーションは、地域リハビリテーション広域支援センターなどの他、関係団体、事業所の協力の中で進められてきた。

【県内の課題】
医療機関におけるリハビリテーションは推進されているが、退院後の支援や在宅における予防活動、地域リハビリテーションのマンパワーの活用は不足している。
地域リハビリテーションを推進するための、多職種連携が不十分。

基本方針 高齢者それぞれの状態に応じたリハビリテーションが、急性期、回復期、生活期をはじめ、予防期を含めた各時期に適切かつ円滑に提供されるよう、その内容の充実を図るとともに、地域リハビリテーション体制の整備を図ります。
高齢者自身が主体となり想いどおりの生活を描けるよう、関係機関や団体が高齢者本人や地域の住民に対し自立支援を働きかけていく。
県民が身近なところでリハビリテーションを活用し、生活に役立つことを認識できるよう周知啓発を図ります。

第 1 章 地域リハビリテーションに関する基本的考え方	リハビリテーション実施の前提 リハビリテーションの概念 地域リハビリテーションの概念 地域リハビリテーションのアプローチ
第 2 章 本県における地域リハビリテーションの現状と課題	県内の地域リハビリテーションの現状と課題 地域リハビリテーション実態調査による課題のまとめ
第 3 章 地域リハビリテーション推進の基本目標と基本方針	基本目標 基本方針 地域リハビリテーション推進のための 8 つの方策 ・障害の発生予防の推進 ・継続的な支援システムの確立 ・介護者への支援体制の促進 ・意識啓発の充実 ・発生当初からリハビリテーションが受けられる体制の強化 ・社会参加・心身の自立の推進 ・地域住民の活動も含めた支援体制の促進 ・マンパワーの育成・強化
第 4 章 地域リハビリテーション体制の整備方針	一次圏域における地域リハビリテーションの充実と直接支援体制の整備 ・介護予防の促進支援 ・必要な人材の活用 ・住民の主体的な活動を支援する地域リハビリテーション活動の推進 二次圏域における地域リハビリテーション体制の整備 ・地域リハビリテーション広域支援センターの整備 三次圏域における直接支援体制の充実 ・県リハビリテーション支援センターに求められる機能・PT・OT・STバンクの活用促進 ・リハビリテーション関係職種の連携の促進 ・地域リハビリテーションに関する住民の理解の促進 ・認知症の人に対するリハビリテーション ・地域包括支援センター機能の充実強化 ・保健・医療・福祉・介護等関係者間の情報共有 ・当事者の自治組織活動及び支援 ・地域リハビリテーションに関する専門職の育成 ・災害時のリハビリテーション対策
第 5 章 地域リハビリテーション関係機関等の機能及び役割	・各関係機関及び団体の機能と役割

【推進体制】 県の役割：地域リハビリテーションに関する市町村への支援体制の構築
市町村の役割：地域リハビリテーションの充実と直接支援体制の整備
関係機関・団体：本人の想いを中心とした地域リハビリテーション行動指針に基づき、市町村、地域住民への支援